新（赤文字部分が変更箇所）：2026年11月02日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第 1 条～第11条（省略）	第 1 条～第11条（省略）
第 12 条 期限の利益の喪失	第 12 条 期限の利益の喪失
1.（省略）	1.（省略）
2. 次の各場合には、借主は、当社からの請求によって本規約による債務全額について期限の利益を失い、本規約に定める返済方法によらず、直ちに本規約による債務全額を返済するものとします。 （1） 借主が、返済を遅延し、当社から書面による督促をしても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき （2） 借主が第 30 条第 1 項のいずれかに該当し、もしくは第 30 条第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 30 条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき （3） 借主が、当社取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき （4） 借主が本規約のほか、当社所定の方法により掲示する「au じぶん銀行取引規約」に付随して当社が定め、当社ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき （5） 借主が、支払いを停止したとき （6） 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき （7） 借主の当社に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき （8） 借主が、借入金を住宅取得等目的以外の使途に使用したとき （9） 当社の書面（電磁的記録を含む。）または当社が定める電磁的方法による事前の承諾を得ることなく、抵当物件（住宅ローン契約に基づき借主が当社に負担する債務の履行を担保するために設定された抵当権の対象物件をいう。以下同じ。）の全部または一部を、借主自身または借主のご家族の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき （10） 借主の預金その他の当社に対する債権について、仮差押えの命令、通知が発送されたとき （11） 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じる等元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき （12） 抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が抵	2. 次の各場合には、借主は、当社からの請求によって本規約による債務全額について期限の利益を失い、本規約に定める返済方法によらず、直ちに本規約による債務全額を返済するものとします。 （1） 借主が、返済を遅延し、当社から書面による督促をしても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき （2） 借主が第 30 条第 1 項のいずれかに該当し、もしくは第 30 条第 2 項のいずれかに該当する行為をし、または第 30 条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき （3） 借主が、当社取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき （4） 借主が本規約のほか、当社所定の方法により掲示する「au じぶん銀行取引規約」に付随して当社が定め、当社ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき （5） 借主が、支払いを停止したとき （6） 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき （7） 借主の当社に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき （8） 借主が、借入金を住宅取得等目的以外の使途に使用したとき （9） 当社の書面による事前の承諾を得ることなく、抵当物件（住宅ローン契約に基づき借主が当社に負担する債務の履行を担保するために設定された抵当権の対象物件をいう。以下同じ。）の全部または一部を、借主自身または借主のご家族の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき （10） 借主の預金その他の当社に対する債権について、仮差押えの命令、通知が発送されたとき （11） 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じる等元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき （12） 抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が抵当物件を譲渡等したとき
3.～4.（省略）	3.～4.（省略）
第 13条～第37条（省略）	第 13条～第37条（省略）
【2026年11月2日現在】	【2015年12月01日現在】